

**静岡県告示第204号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号ロ

2 指定区域

静岡県掛川市上内田字田島27番1